

平成六年運輸省令第五十号

航空法の一部を改正する法律の一部の施行

に伴う経過措置を定める省令
航空法の一部を改正する法律（平成六年法律第八十六号）附則第五条第一項、第八条（同法附則第九条第四項及び第十条において準用する場合を含む。）及び第九条第一項の規定並びに第七条第

二項（同法附則第九条第三項において準用する場合を含む。）において準用する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十六条第一項、第二十九条第四項及び第三十六条の規定に基づき、及び航空法の一部を改正する法律の規定を実施するため、航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令を次のように定める。

第一条 航空法の一部を改正する法律（以下「改正正法」という。）附則第五条第一項の規定により、改正法附則第四条第三項に規定する旧上級事業用資格（以下単に「旧上級事業用資格」という。）についての航空従事者技能証明（以下「技能證明」という。）に係る航空従事者技能証明書（以下「技能證明書」という。）を改正法附則第四条第三項に規定する新定期運送用資格（以下単に「新定期運送用資格」という。）につき、その技能證明に係る技能證明書と引き換えようとする者は、技能證明書引換申請書（第一号様式）に航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号。以下「規則」という。）第四十二条第二項に規定する写真二葉を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

第二条 国土交通大臣は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る旧上級事業用資格についての技能證明に係る技能證明書と引換えに新定期運送用資格についての技能證明に係る技能證明書（旧上級事業用資格についての技能證明に係る技能證明書と引換えに交付されたものである旨を記載したもの）を申請者に交付する。（業務範囲の変更の申請）

三　第一次第第二項において準用する規則第四十一条の二の規定に基づき学科試験の一部の免除を申請した者であつて当該申請に係る学科試験に合格した者が、当該合格に係る旧資格に相当する新資格についての技能証明を同じ種類の航空機について申請するに当たつて次条第一項において準用する規則第四十八条の規定に基づき学科試験の免除を申請した場合規則第四十八条の規定は、前条第一号に規定する者及び前条第三号に規定する者について準用する。この場合において「当該合格に係る資格と同じ資格」とあるのは、「当該合格に係る旧資格に相当する新資格」と読み替えるものとする。

2　規則第四十八条の二の規定は、前条第一号に規定する者について準用する。この場合において「当該学科試験に係る資格と同じ資格」とあるのは、「当該学科試験に係る旧資格に相当する新資格」と読み替えるものとする。
（職権の委任）

第六条　この省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせらる。

一　第二条第一項に規定する申請の受理

二　第二条第二項において準用する規則第四十五条第二項及び第四十七条の規定による通知の前項各号に掲げる権限は、業務範囲の変更を受けようとする者の住所を管轄区域とする地方航空局長が行う。

-
- 附 則（令和二年一二月一三日国土交通
省令第九八号）
（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行す
る。
（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による
改正前の様式による用紙は、当分の間、これを
取り繕つて使用することができる。
第1号様式（第1条関係）（日本産業規格A4）
（略）
第2号様式（第2条関係）（日本産業規格A4）
（略）
-